

愛知県感染防止対策協力金【大規模施設等営業時間短縮要請枠】(8/27~9/30 実施分)

よくある質問 (2021年9月10日版)

1. 協力金の概要

1-1. 大規模施設等に対する協力金とは何ですか。

→新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、「愛知県緊急事態措置」において、県内の大規模施設（飲食店以外）に対し営業時間短縮を要請しています。その要請に応じて、施設の時短営業に協力いただいた事業者に対して協力金を交付するものです。

1-2. 要請の期間はいつですか。

→8月27日(金)から9月30日(木)までの35日間です。

1-3. 大型商業施設のテナントでも生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗は要請の対象とはならないとありますが、それは具体的にどういうものを扱う店舗を指しますか。

→愛知県 HP「愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト（県民・事業者の皆様へのメッセージ（緊急事態宣言等）」（URL：<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>）のうち、「大規模小売店等に対する休業・営業時間短縮協力要請に関する質問と回答」をご覧ください。

1-4. 協力金の申請期間や申請についての手続きを教えてください。

→申請手続きについては、現在調整中です。決定次第、県のウェブサイト等でお知らせします。

2. 交付対象となる事業者について

2-1. 大企業は協力金の交付対象になりますか。

→大企業も交付対象になります。

2-2. 愛知県内に店舗がありますが、本社は京都府です。当協力金の対象となりますか。

→愛知県内に対象施設を有する事業者であれば、法人の本社所在地は問いません。

また、個人事業主についても、愛知県内に対象施設を有する事業者であれば事業主の住所は問いません。

2-3. 要請期間中に閉店しましたが、協力金を申請することはできませんか。

→時短要請期間中に閉店しても、交付申請日及び交付決定日において倒産、廃業していなければ申請を行うことができます。

なお、交付対象日数は閉店前の期間において営業時間短縮に協力した日数となります。

3. 対象となる施設について

3-1. 従前の営業時間が、午前11時から午後7時までの大型商業施設です。この場合も、営業時間を短縮すれば、協力金の交付対象となりますか。

→営業時間短縮を要請する趣旨は、夜間の営業を控えていただくことにあるため、従前より午後8時までの時間帯で営業を行う店舗は営業時間短縮要請の対象外であり、協力金の交付対象となりません。

3-2. 生活必要物資の小売店舗を除くと1,000㎡以下になる大規模商業施設は、協力金の対象となりますか。

→施設全体の床面積が1,000㎡を超える場合は対象となります。

3-3. 1,000㎡以下のスポーツクラブです。全体を営業時間短縮した場合、協力金の対象となりますか。

→施設全体の床面積が1,000㎡以下の施設は対象となりません。

この場合、中に入っているテナントも協力金の対象とはなりません。

3-4. 1,000㎡超の大規模商業施設に入っているテナントです。大規模商業施設が営業時間の短縮をしなくても、テナントの協力金の対象となるでしょうか。

→要請は大規模商業施設に行っているため、大規模施設が時短を行わない場合は、テナントも対象とはなりません。

3-5. 1,000㎡超の大規模商業施設に入っている生活必需物資を販売するテナントです。大規模商業施設の営業時間の短縮に伴い、営業時間を短縮せざるを得ませんが、生活必需物資のテナントでも協力金の対象となるでしょうか。

→生活必需物資を販売するテナントであっても、入居する大規模施設の営業時間短縮に伴い、営業時間短縮をした場合は交付の対象となります。

3-6. 1,000㎡超の大規模商業施設と施設内のテナントを運営しています。この場合、大規模施設分とテナント事業者分、両方の協力金の対象となりますか。

→大規模施設の運営者が運営しているテナントの場合は、「自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分」となりますので、自己利用部分面積として、大規模施設の面積と算定されます。

4. 対象面積について

4-1. 要請の対象となる1,000㎡とはどの部分の面積ですか。

→要請の対象にあたるかは、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項各号に該当する施設の「建築物の床面積」で判断します。

愛知県 HP「愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト（県民・事業者の皆様へのメッセージ（緊急事態宣言等）」（URL：<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>）のうち、「施設の建築物における床面積の考え方」をご覧ください。

4-2. 大規模施設における協力金の交付額の算定はどの面積で行うのですか。

→大規模施設は自己利用部分面積、テナントは店舗等面積で算定します。

4-3. 自己利用部分面積とは何ですか。

→自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分であって、営業時間短縮を行っている部分の面積を言います。

大規模小売店舗立地法の適用がある施設（ショッピングセンター等）においては、店舗面積に加え、催事や移動式店舗の出店等に用いられる広場や通路の面積も含まれます。

5. 協力金の計算方法について

5-1. 大規模商業施設に入っているテナントです。面積が100㎡ないのですが、協力金の支給対象となりますか。またいくら支給されるのでしょうか。

→支給対象となります。

この場合、100㎡とみなして、2万円×時短分が支給されます。

5-2. 通常の営業終了時刻が22時の場合、営業時間を19時まで短縮すると、その3時間分に該当する協力金が交付されますか。

→今回の県の営業時間短縮要請は20時までの短縮を要請しており、それを超える短縮分は協力金の対象とはなりません。このケースの場合、20時から22時の2時間分が対象となります。

5-3. 営業時間短縮要請を受け、時短営業せずに休業した場合は協力金の対象となりますか。

→時短要請の対象となる施設が、感染拡大防止の観点から、時短営業ではなく休業した場合も協力金の対象となります。

ただし、休業した場合でも、協力金は時短部分のみを交付します。

6. 他の協力金等の重複支給等について

6-1. 飲食店の協力金を支給された事業者が、テナント協力金の支給を受けることはできますか。

→できません。飲食店の協力金が対象となります。

6-2. 国の月次支援金において、対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」の支給対象となる事業者は給付対象外とされていますが、今回の協力金はこれに該当しますか。

→該当します。そのため、当協力金の支給対象となる事業者は、その対象月における月次支援金の支給を受けることはできません

6-3. 経済産業省の「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金」や文化庁の「ARTSforthe future!補助金」を受けた事業者は、この協力金の支給を受けることはできますか。

→できません。コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、ARTS支援事業等の支給を受けた者は対象外となります。

6-4. 今回の協力金は課税対象となりますか。

→法令に則ると、所得税や法人税の計算上、収入金額や益金に加える必要があるとのことです。